

理局の支局の出張所を通じて統括入国警備官百六人以内を置く。

2 統括入国警備官の配置は、法務大臣が定める。

3 統括入国警備官は、命を受けて、第八条第一項各号及び第三項に掲げる事務のうち局長の指定する分担に係る事務を統括する。

(職員の駐在)

第二十四条 局長は、必要があると認めるときは、職員を、その勤務所の所在する地以外の地に駐在勤務させることができる。

(雜則)

第二十五条 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、局長が法務大臣の承認を受けて定める。

附 則

(施行期日)
1 この中央省庁等改革推進本部令(次項において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十九号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

2 この本部令は、その施行の日に、地方入国管理局組織規則(平成十三年法務省令第十三号)となるものとする。

附 則(平成一三年三月三〇日法務省令 第四五号)
この省令中第一条の規定は平成十三年四月一日から、第二条の規定は同年五月一日から施行する。
附 則(平成一三年九月二八日法務省令 第七一号)
この省令中東京入国管理局横浜支局横須賀港出張所の項及び福岡入国管理局鹿児島空港出張所の項を削る改正規定は平成十三年十月一日から、名古屋入国管理局清水港出張所の項及び名古屋入国管理局田子の浦港出張所の項を削る改正規定並びに名古屋入国管理局静岡出張所の項を加える改正規定は同年十二月一日から施行する。

附 則(平成一四年四月一日法務省令第二四号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則(平成一四年四月一日法務省令第二六号)
この省令は、平成十七年五月十六日から施行する。

附 則(平成一七年九月二八日法務省令 第五六号)
この省令は、平成十七年五月十六日から施行する。

附 則(平成一七年九月二九日法務省令 第五六号)
この省令は、平成十四年十二月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中広島入国管理局岩国港出張所の項及び福岡入国管理局八代港出張所の項を削る部分は、同年十一月一日から施行する。

附 則(平成一四年一〇月二九日法務省令 第五五号)

この省令は、平成十四年十二月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中広島入国管理局岩国港出張所の項及び福岡入国管理局八代港出張所の項を削る部分は、同年十一月一日から施行する。

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則(平成一八年三月三一日法務省令 第四一号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月三〇日法務省令 第二四号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年五月一六日法務省令 第一八号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月二八日法務省令 第一一号)

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月三〇日法務省令 第一四号)

この省令は、平成十九年十二月二十五日から施行する。

附 則(平成一九年三月三一日法務省令 第四三号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年六月一八日法務省令 第二八号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年六月一八日法務省令 第二九号)

この省令は、平成二十一年十二月二日から施行する。

附 則(平成一九年六月一八日法務省令 第三三号)

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則(平成一九年六月一八日法務省令 第八二号)

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則(平成一九年四月一一日法務省令 第一〇号)

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則(平成一七年二月一六日法務省令 第一七号)

この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則(平成一七年三月三一日法務省令 第一一号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年六月八日から施行する。

附 則(平成一七年四月一日法務省令 第一九号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年六月八日から施行する。

附 則(平成一七年五月一三日法務省令 第七〇号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年一月一七日法務省令 第二号)

この省令は、平成一十三年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。

附 則(平成一四年四月六日法務省令 第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年七月六日法務省令 第三一号)

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則(平成一五年五月一六日法務省令 第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年三月二八日法務省令 第一一号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年六月六日法務省令 第一四号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年六月六日法務省令 第二八号)

この省令は、平成二十六年十月六日から施行する。

附 則(平成一七年四月一〇日法務省令 第二九号)

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則(平成一七年九月三〇日法務省令 第四六号)

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則(平成一八年二月二六日法務省令 第二六号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月三一日法務省令 第一四六号)

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月三一日法務省令 第二二号)

この省令は、平成三十一年三月三〇日法務省令

札幌入国管理局函館出張所	函館市	広島入国管理局広島空港出張所	三原市
札幌入国管理局旭川出張所	旭川市	広島入国管理局下関出張所	下関市
札幌入国管理局釧路港出張所	釧路市	広島入国管理局周南出張所	周南市
札幌入国管理局稚内港出張所	稚内市	高松入国管理局小松島港出張所	小松島市
札幌入国管理局千歳苦小牧出張所	千歳市	高松入国管理局松山出張所	松山市
仙台入国管理局青森出張所	青森市	高松入国管理局高知出張所	高知市
仙台入国管理局盛岡出張所	盛岡市	福岡入国管理局北九州出張所	北九州市
仙台入国管理局仙台空港出張所	名取市	福岡入国管理局博多港出張所	福岡市
仙台入国管理局秋田出張所	秋田市	福岡入国管理局福岡空港出張所	福岡市
仙台入国管理局酒田港出張所	酒田市	福岡入国管理局佐賀出張所	佐賀市
仙台入国管理局郡山出張所	郡山市	福岡入国管理局長崎出張所	長崎市
仙台入国管理局水戸出張所	水戸市	福岡入国管理局対馬出張所	対馬市
東京入国管理局宇都宮出張所	宇都宮市	福岡入国管理局熊本出張所	熊本市
東京入国管理局高崎出張所	高崎市	福岡入国管理局大分出張所	大分市
東京入国管理局さいたま出張所	さいたま市	福岡入国管理局宮崎出張所	宮崎市
東京入国管理局千葉出張所	千葉市	福岡入国管理局鹿児島出張所	鹿児島市
東京入国管理局新宿出張所	東京都江戸川区	福岡入国管理局那霸支局嘉手納出張所	沖縄県中頭郡嘉手納町
東京入国管理局東部出張所	東京都新宿区	福岡入国管理局那霸支局宮古島出張所	宮古島市
東京入国管理局立川出張所	東京都長野市	福岡入国管理局那霸支局石垣港出張所	石垣市
東京入国管理局新潟出張所	新潟市	福岡入国管理局鹿児島出張所	那霸市
東京入国管理局甲府出張所	甲府市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
東京入国管理局横浜支局川崎出張所	川崎市	福岡入国管理局那霸支局石垣港出張所	
東京入国管理局長野出張所	長野市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
東京入国管理局金沢出張所	金沢市	福岡入国管理局那霸支局石垣港出張所	
東京入国管理局福井出張所	福井市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
東京入国管理局富山出張所	富山市	福岡入国管理局那霸支局石垣港出張所	
東京入国管理局岐阜出張所	岐阜市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
東京入国管理局静岡出張所	静岡市	福岡入国管理局那霸支局石垣港出張所	
東京入国管理局浜松出張所	浜松市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
東京入国管理局名古屋出張所	名古屋市	福岡入国管理局那霸支局石垣港出張所	
東京入国管理局四日市出張所	四日市市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
大阪入国管理局京都出張所	京都府	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
大阪入国管理局舞鶴港出張所	舞鶴市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
大阪入国管理局豊橋港出張所	豊橋市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
大阪入国管理局浜松出張所	浜松市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
大阪入国管理局大津出張所	大津市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
大阪入国管理局奈良出張所	奈良市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
大阪入国管理局和歌山出張所	和歌山市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
大阪入国管理局境港出張所	境港市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
広島入国管理局岡山出張所	岡山市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
広島入国管理局松江出張所	松江市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
広島入国管理局神戸支局姫路港出張所	姫路市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	
広島入国管理局福山出張所	福山市	福岡入国管理局那霸支局那霸空港出張所	